

1 県庁舎の位置として考慮すべき事項

(1) 地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

第 2 項 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(2) 考慮すべき事項

①交通アクセス性

- ・ 県下各地の県民の利便性
- ・ 県内市町、国・他府県からの利便性
- ・ 職員の通勤利便性

②官公署・民間企業等の集積度

- ・ 国機関（地方整備局、地方労働局、財務事務所 等）
- ・ 県関係団体及び業界団体（福祉関係、商工関係、農林関係 等）
- ・ インフラ事業者（関西電力、大阪ガス、水道、NTT、民間企業 等）
- ・ 県行事の開催場所（ホール、会議室 等）

③災害（地震、津波、土砂災害等）に対する安全性

- ・ 発災時の活動拠点としての安全性
- ・ 発災時の人員・物資の緊急輸送の迅速性

④立地環境 等

- ・ 周辺環境と調和のとれた都市基盤の集積

2 神戸市外への県庁機能の移転可能性

神戸市外へ県庁機能の移転を検討する場合には、本庁舎、議場、災害対策センター、公社館などの庁舎等に加え、諸行事を開催する県公館、県民会館など関係施設を一体的に移転し、県行政の推進を図る拠点として、必要な機能を集積する必要がある。

区 分	現在地で再整備	神戸市外への移転
敷地面積	約 27,000 m <sup>2</sup>	約 70,000 m <sup>2</sup>
移転対象施設（県関係施設）	①本庁舎 ②議場 ③県民会館	①本庁舎 ②議場 ③災害対策センター ④災害待機宿舎 （諏訪山、下山手、北長狭、湊川） ⑤公社館 ⑥県公館 ⑦県民会館 等
整備延床面積	約 100,000 m <sup>2</sup>	約 150,000 m <sup>2</sup>
整備費（解体費を含む）	約 650～700 億円	約 1,100 億円＋用地取得費
期間	約 10 年	約 15 年～20 年
交通アクセス性	・ 徒歩圏に JR 駅、市営地下鉄駅があり、神戸空港、阪神高速新神戸トンネル、神戸港等にも近接するなど、県内外への移動が容易 ・ 本庁舎勤務職員の市内在住 5 割	-
官公署・民間企業等の集積度	国機関：中央区 37 機関 （神戸市内 76 機関） 県関係団体：県庁周辺 178 団体 民間事業者：中央区 23 千社 （神戸市内 70 千社）	現在地と同等の環境を有する県有地はなく、新たな土地取得を要する。
災害に対する安全性	南海トラフ地震想定震度 震度 5 強 緊急輸送道路 山手幹線（片側 2 車線）	-
立地環境 等	相樂園など緑豊かな閑静な都市空間	-

(参考) 現地に立地した経緯

(1) 第3代県庁舎

国内事務に加え、外国事務の一体的実施のため、明治6年に坂本村から居留地に近い現地に移転。

(2) 第5代県庁舎 (1号館)

当時11箇所分散していた県庁舎の集約・合理化を図るため、①現在の位置、②大倉山、③相楽園、④東遊園地、⑤磯上公園の5案に絞り込みのうえ検討。

公園代替地の確保が困難なことや公園整備に多額の費用が必要であること等を踏まえ、昭和41年に現在の第1号館が新築。

<p><b>1 元町山手地区の成り立ち</b></p> <p><b>雑居地</b> 明治元年、居留地整備が遅れたため、外国人住居地として、生田川以西、宇治川以東、山麓まで「雑居地」に指定</p> <p><b>山手道路</b> 明治6年、中山手通、下山手通等の山手新道を整備。明治22年拡幅</p> <p><b>路面電車(市電)</b> 大正10年に山手線が開通 昭和46年に全路線が廃止</p> <p><b>東海道線</b> 明治7年鉄道敷設、三宮駅(現元町駅)設置。昭和6年高架化にともない三宮駅を元町駅に名称変更</p> <p><b>戦災復興事業</b> 戦災復興事業として山手幹線整備</p>	<p><b>2 兵庫県庁舎の変遷</b></p> <p>明治元年 初代県庁舎を設置(兵庫区切戸町)</p> <p>〃 第2代県庁舎を設置(坂本村(現神戸地方裁判所))</p> <p>明治6年 第3代県庁舎として、山手地区のオランダ領事のコルトスハウス邸を購入し、移転・活用</p> <p>明治35年 第4代県庁舎(現公館)を、下山手において現地建替</p> <p>昭和41年 第5代県庁舎として1号館を整備</p> <p>昭和45年 2号館を整備</p> <p>平成2年 3号館を整備</p>
---	--

[参考：元町山手地区の市街地の変遷]

**明治10年**

- ・居留地周辺に工場等が立地し、徐々に市街地が形成
- ・明治6年県庁舎を山手に移転。山手新道を整備
- ・明治7年鉄道敷設し、三宮駅(現元町駅)を設置

**明治26年**

- ・明治22年、第2次山手新道として道路拡幅整備
- ・明治20年電灯事業開始、明治30年代に水道敷設

**大正12年**

- ・大正10年に県庁舎前経由の路面電車山手線が開通
- ・昭和6年に東海道線が高架化され、三宮駅を元町駅に名称変更し、加納町に新たに三宮駅を設置

**昭和30年**

- ・戦災、近代的な市街地として復興するため、新しい土地利用計画と街路や公園等の整備が計画
- ・県庁舎周辺では、幅員36mの山手幹線が整備